

保有個人情報開示決定等審査報告書

令和元年 7 月 9 日

大和市長 大 木 哲 殿

大和市個人情報保護審査会

会 長 久 保 博 道

平成 3 1 年 3 月 1 5 日付けで諮問された保有個人情報の開示決定等に対する審査請求について、次のとおり報告します。

審 査 請 求 に 係 る 保有個人情報の内容	平成 3 0 年 8 月 2 5 日付け審査請求人に係る住民票の写し等職務上 請求書
審 査 の 結 果	本件開示請求に対し、実施機関が、保有個人情報一部開示決定処 分を行ったことは妥当である。

第1 審査請求の経過

- 1 平成30年11月28日、審査請求人は、同人の住民票写し交付申請に係る個人情報開示を請求した。
- 2 平成30年12月6日、大和市長は、上記1の請求に対する一部開示決定をし、同決定通知書を交付した。
- 3 平成30年12月19日、審査請求人は、上記2の決定を不服として、大和市長に対し、同決定の取消しを申し立てた。

第2 当事者の主張

1 審査請求人の主張の要旨

審査請求の趣旨は、本件一部開示決定を取り消し、非開示とした次の2点の情報につき開示を求めるというものである。

①本件職務上請求書に記載されている依頼者の氏名(以下、「本件非開示情報①」という)

②本件職務上請求に際して行政書士の本人確認のため実施機関が取得した行政書士証票コピーに掲載されている生年月日、顔写真(以下、「本件非開示情報②」という)

審査請求の理由は、大和市個人情報保護条例(平成15年大和市条例第22号。以下、「条例」という。)第19条第2号に基づくものであり、その要旨は次のとおりである。

(1) 条例第19条第2号ウに該当すること

審査請求人は、本件非開示情報①について、審査請求人にとって如何なる人物が同人の個人情報を調べているかを知ることが審査請求人の生命、健康、生活又は財産を保護することに必要不可欠であるところ、当該依頼者の行為は違法に当該法律行為を捏造することによって仮装されたものであり、同情報はもはや法的保護を必要としない。

本件非開示情報①は、条例第19条第2号ウに該当し、開示対象となる。

(2) 条例第19条第2号アに該当すること

ア 本件非開示情報①について、依頼者の行政書士に対する委任内容を前提とすれば、依頼者と審査請求人は金銭消費貸借契約を締結しているといえるので、そうであるとすれば、依頼者と審査請求人は契約当事者の関係にあるから、審査請求人は、依頼者の氏名を慣行として「知ることができる」といえるので、条例第19条第2号アに該当し、開示対象となる。

イ 本件非開示情報②について、行政書士証票は公開を目的に作成・更新されている身分証明書であり、行政書士の生年月日、顔写真を慣行として「知ることができる」といえるので、条例第19条第2号アに該当し、開示対象となる。

本件職務上請求は、行政書士の業務遂行として行われたものであり、事業を営む

個人の当該事業に関する情報にあたるから開示する業務を負う。

(3) 条例第19条第2号イに該当すること

本件職務上請求行為は住民基本台帳法に基づく行政行為であり、当該行為により、本件各非開示情報を市長村長は取得するものであるから、審査請求人の個人情報を調査している依頼者の氏名等を知ることが、審査請求人の権利である。本件各非開示情報は、「法令の規定に基づく許可、届出その他これらに相当する行為に際して作成し、又は取得した情報であって、開示することが公益上必要であると認められる情報」にあたるといえるので、条例第19条第2号イに該当し、開示対象となる。

2 実施機関の主張の要旨

(1) 条例第19条第2号ウの該当性について

本件非開示情報①を開示することが審査請求人の権利利益の保護に結びつくものとは考えられず、審査請求人の「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要」といえないため、同号ウには該当しない。

(2) 条例第19条第2号アの該当性について

ア 本件非開示情報①について

そもそも、審査請求人は、依頼者との金銭消費貸借契約の存在を否定しているので、依頼者と審査請求人が契約当事者の関係であるという審査請求人の主張はその前提を欠くので、同号アには該当しない。

イ 本件非開示情報②について

行政書士証票が慣行上開示されていることの根拠が不明であり、審査請求人が、行政書士の生年月日、顔写真を慣行として「知ることができる」とはいえないので、同号アには該当しない。

(3) 条例第19条第2号イの該当性について

審査請求人の個人情報を調査している依頼者の氏名を知ることが、「公益上必要である」とはいえないため、同号イには該当しない。

第3 当審査会の判断

1 本件非開示情報①について

(1) 条例第19条第2号ウ該当性について

ア 同号ウにいう「開示することが必要と認められる情報」とは、当該情報を不開示とすることによって保護される利益と開示することにより保護される利益とを比較して、後者が前者を上回る場合にこれに該当するものと解すべきである。

審査請求人の主張は、要するに、本件の職務上請求を委任した依頼者は審査請求人を借主とする同人との間の金銭消費貸借契約を偽装し、同契約をもとにして行政書士に審査請求人の住民票写し等交付請求手続を委任したところ、これを信じた同行政書士が代理人として同申請を行い、審査請求人の住民票写しの交付を受

けたことから、虚偽の借主とされた審査請求人が偽装を行った依頼者の氏名の開示を受けることの利益は保護されるべきであるとする趣旨であると解される。

イ しかし、審査請求人の主張及び同人から提出された資料によると、審査請求人にとって、本件非開示情報である依頼者欄に記載されている氏名が不明であるとの裏付けがなく、当該氏名が本名を表わしているなど偽装者の搜索等に役立つ情報であることを示す資料も見当たらない。

したがって、一方で、不開示とされる情報が氏名のみであるなどこれを不開示とする場合に保護される利益は、左程大きいものではないとしても、なお開示することの利益が開示しないことの利益を上回るものということとはできない。

よって、本件非開示情報①は同号ウに該当しない。

(2) 条例第19条第2号ア該当性について

ア この点につき、審査請求人は、行政書士に対する委任者である依頼者と審査請求人間の金銭消費貸借契約の存在を前提として、審査請求人は依頼者の氏名を「慣行として開示請求者が知ることができ」（同号ア）と主張する。

一般に、金銭消費貸借契約の貸主と借主は、その関係を前提とすれば、相互にその氏名など一定の個人情報を知り得るものであり、慣行として知ることができる情報にあたる可能性がある。

但し、この場合、当然のことながら、開示にあたって少なくとも当該金銭消費貸借関係が真正に成立していることに特段の疑義がないときに限られると解される。

イ 本件では、金銭消費貸借契約の締結は、行政書士を代理人とした本件住民票写し等交付申請手続の過程において行われたのではなく、その契約書面(写)も実施機関に提出されているものではない。さらに、本件では審査請求人は金銭消費貸借契約は偽装されたものであると主張し、その存在を否定するとともに、併せてその裏付けのための資料を提出している。

以上の事情の下では、当該契約行為が存在し、同行為を通じて審査請求人が本件非開示情報①を知ることができるものとみることはできない。

よって、本件非開示情報①は同号アに該当しない。

(3) 条例第19条第2号イ該当性について

同号イにいう「法令の規定に基づく行為に際して取得した情報であつて、開示することが公益上必要であると認められる情報」とは、個人に係る許可等の行為に際して作成し、又は取得した情報のうち、その性質上、一般の市民生活に影響を及ぼすものであつて公益上開示すべき理由があるものと解される。

そうであるとすれば、審査請求人の主張する事情に照らしても本件非開示情報①を開示すべき公益上の理由は見当たらない。

よって、本件非開示情報①は、同号イに該当しない。

2 本件非開示情報②について

(1) 本件非開示情報②は、事業を営む個人の当該事業に関する情報にあたるか(条例第19条第2号本文)

ア 条例第19条第2号本文は、審査請求人以外の個人に関する情報のうち、事業を営む当該個人の当該事業に関する情報を除外している。

審査請求人の主張は、本件非開示情報②は同号本文かつこの部分にあたり、不開示とされる情報から除外される、事業に関する情報にあたることの趣旨を含むものとも解されるので、念のためこの点を検討する。

イ 行政書士証票は、行政書士が自己の資格と本人であることを証明するため所持するものであり、本件非開示情報②は、いずれも同証票に記載又は掲載されている。そして、行政書士証票自体は行政書士がその職務を行う際に提示等して使用するものであり、事業の執行を目的としたものである。

しかし、本件非開示情報②の部分は、もっぱら本人確認のために必要となる個人情報であって、行政書士としての事業に直接関係のある情報ということとはできない。

よって、本件非開示情報②は事業に関する情報とはいえず、同号ただし書に該当しない限り開示すべき情報とはいえない。

(2) 条例第19条第2号ア該当性について

この点につき審査請求人は、行政書士証票が公開を目的に作成・使用されている身分証明書であるとし、行政書士証票に掲載されている生年月日、顔写真を「慣行として開示請求者が知ることができ」(同号ア)る、と主張する。

しかし、行政書士証票は、行政書士法上、日本行政書士連合会が行政書士登録をしたことを証するものとして当該行政書士に交付するものであり(行政書士法第6条の2第4項)、同法上、これを公表することについては規定されていない。

また、日本行政書士連合会(各都道府県行政書士会含む)による運用上も、登録行政書士の生年月日と顔写真は公開対象とはされていない。

その他、審査請求人が法令の規定により又は慣行としてこれらの情報を知ることができる事情はなく、本件非開示情報②は同号アに該当しない。

(3) 条例第19条第2号イ該当性について

本件非開示情報②について、審査請求人の主張に照らしても同号イにいう開示すべき公益上の理由は見当たらず、同号イに該当しない。

3 以上のとおり、本件各非開示情報は、条例第19条第2号本文により開示すべき個人情報とはいえない。

4 以上の次第により、実施機関がした本件処分は妥当であるから、審査の結果のとおり返申する。

第4 審査の経過

平成31年 4月16日 第1回審議

令和 元年 5月20日 第2回審議

令和 元年 7月 9日 第3回審議（答申）